

三木市記者発表資料 （令和7年4月28日発表）			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
産業振興部 商工振興課	課長 能出真一 (内線 2230)	中小企業振興係	0794-82-2000 (内線 2231)

タイトル
「三木市中小企業経営革新設備投資促進事業補助金」を募集 ～経営革新に伴う設備投資に最大 300 万円を補助～ 今年度も DX 枠を継続します
本件のポイント
・既存の支援対象に加えて、デジタル技術を活用した経営革新を行う事業者には補助率を優遇し、整備に係る資金の一部を支援します。 ・経済社会の変化に対応するための設備投資などにお使いいただけます。
説明文
市内で事業を営む中小企業者が、経営の革新を目的として設備等を整備する場合に資金の一部を支援します。 1 対象者 次の全てに該当する方を対象とします。 (1) 市内に主たる事業所を有する中小企業者又は市内に住所を有する個人事業者であって、市内で引き続き 1 年以上事業を営むもの。ただし、風営法の営業許可の対象でないこと。 (2) 市税を滞納していないこと。 2 対象となる設備等 機械・装置、工具・器具等で次の全てに該当するものを対象とします。 また、DX 枠としてハードウェアとソフトウェアの組合せで、DX の趣旨に合致するものも対象とします。 (1) 経営の革新を目的として市内に新設、増設されるものであること。ただし、中古品又はリース契約をしていないもの。 (2) 補助対象経費が 50 万円以上（消費税等相当額を除く。）のものであること。ただし、DX 枠での申請の場合は、対象経費が 10 万円以上（消費税等相当額を除く。）のものであること。 (3) 本市の償却資産課税台帳に登録されるべきものであること。ただし、ソフトウェアは除く。 (4) 中小企業サポートセンターで事業内容を確認されているものであること。 (5) 年度内に事業が完了すること。 (6) 再度、補助金を受けようとする事業者は、これまで整備した設備投資の内容が異なっているものであること。 (7) 補助金の交付決定後に整備されるものであること。

3 補助金の額

補助対象経費の4分の1に相当する額とし、250万円を限度とします。

ただし、要綱において指定する計画の認定等を取得、または認定申請しており、申請時にその写しを提出している場合は、補助対象経費の3分の1に相当する額とし、300万円を限度とします。

また、DX枠としてデジタル技術を活用した補助対象設備の場合は、補助対象経費の2分の1に相当する額とし、300万円を限度とします。

ただし、予算額を超えた場合、予算額を補助金額の比で按分して交付します。

4 受付期間

令和7年5月7日(水)～6月18日(水) 午後5時まで

5 審査

提出書類は審査基準に基づく審査を行い、一定の評価点数が得られない場合に採択されないことがあります。

6 問い合わせ・申込先

三木市産業振興部商工振興課中小企業振興係
〒673-0492 三木市上の丸町10番30号
電話 0794-82-2000（内線 2231）

7 ホームページ

<https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/31/2896.html>



本案件は次のSDGs目標に関連します。

8

働きがいも
経済成長も



9

産業と技術革新の
基盤をつくろう

